平成２２年（フ）第７号
北海道苫小牧市啓北町１丁目10番10号
債務者　瓜田　　勉
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第１７号
北海道苫小牧市光洋町１丁目５番22号　コーポ若葉201号
債務者　堀澤　圭司
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２０９号
仙台市宮城野区鶴ケ谷２丁目５番地　都市機構鶴ケ谷団地９号棟503
債務者　寺地　直樹
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０号
仙台市宮城野区宮千代１丁目８番地の７　阿部ビル302
債務者　熊谷　幸良
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１号
宮城県角田市角田字南88番地１
債務者　山本　憲雄
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３０号
宮城県白石市字兎作18番地３―202
債務者　佐久間安則
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６６号
秋田市土崎港東４丁目５番28号
債務者　石田あけみ
1　決定年月日時　平成22年２月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２２号
福島市北沢又字東稲荷川原１番地の１市住２―31
債務者　佐藤　躍子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２６号
福島市森合字柳内22番地の７　シェ・ラ・メール201
債務者　安彦　光典
1　決定年月日時　平成22年２月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第２７号
福島市黒岩字林ノ内２番地の３　コーポ黒岩202
債務者　佐々木　健
1　決定年月日時　平成22年２月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０号
福島市南沢又字桜内30番地の12
債務者　二階堂妙子
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３２号
水戸市千波町1799番地の137
債務者　勝村　俊男
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第３９号
茨城県小美玉市山野1637番地27小塙寮
債務者　牧野　康之（旧姓岩間）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第６１号
茨城県ひたちなか市殿山町１丁目４番４―101号市営東塚原住宅
債務者　磯前　順一
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７５号
茨城県ひたちなか市大字中根5256番地１
債務者　関川　弘幸
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第７７号
茨城県常陸大宮市抽ケ台町3113番地の６
債務者　宮原誠一郎
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第８４号
水戸市若宮１丁目７番18棟303号県営若宮アパート
債務者　川崎　　純（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１２９号
千葉県いすみ市岬町長者10番地
債務者　露崎　千春
1　決定年月日時　平成22年２月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月26日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係